

令和7年4月施行の建築物太陽光発電設備等総合促進事業オンライン説明会（令和6年度第2回）

制度2 特定建築事業者太陽光発電設備導入制度について

中小規模建築物2,000㎡未満

令和6年11月25日（月）・29日（金）開催
川崎市環境局脱炭素戦略推進室

-
- 1 建築物太陽光発電設備等総合促進事業の考え方・・・・・・・・・・ 3
 - 2 特定建築事業者太陽光発電設備導入制度【制度2】について・・・ 7
 - 3 特定建築事業者太陽光発電設備導入制度ガイドライン案について・ 1 1

制度創設の背景

- 世界各国及び国内では、気候変動が原因と考えられる被害が生じている。
- 気候変動による影響は市内でも生じている。
- 市内の年平均気温などは全ての観測地点で上昇傾向がみられ、猛暑日は令和2（2020）年度は平成2（1990）年度の3倍に増加
- 令和元（2019）年に発生した令和元年東日本台風（台風第19号）では、広域的に被害が発生し、本市でも死者1名、全半壊約1,000棟、床上床下浸水約1,700棟の被害が発生
- 気候変動問題は喫緊の課題であり2050年脱炭素社会の実現が世界共通の目標
今後数年間が正念場

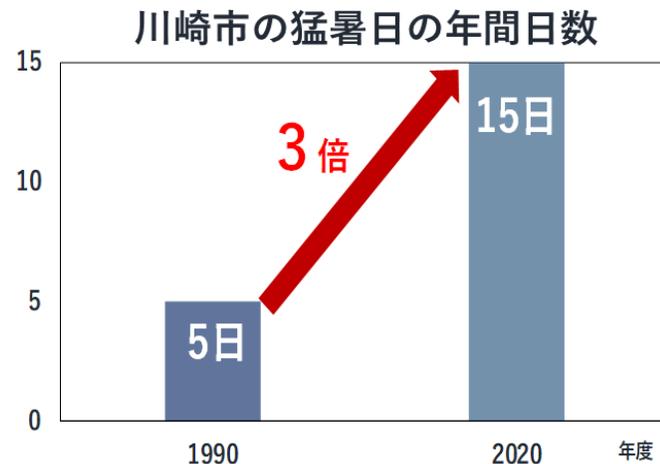


図 令和元年東日本台風の影響（高津区）
（出典：川崎市（消防局））



図 令和2年7月豪雨の被害の様子
（出典：令和3年度版環境・循環型社会
・生物多様性白書（環境省））

詳細は
「川崎市地球温暖化対策推進条例の改正に向けた重要施策の考え方 令和5年1月」
市ホームページURL
<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000144656.html>

川崎市地球温暖化対策推進基本計画における目標と 条例の改正により新たに規定した5つの制度

- 地球温暖化対策推進基本計画では**2030年度の温室効果ガス削減目標**を設定
民生部門では45%削減、産業部門では50%削減、市役所では50%削減を目標
再生可能エネルギーの導入を33万キロワットに増やす
- 川崎市地球温暖化対策等推進条例の全面改正により**新たに5つの制度を創設**

●川崎市地球温暖化対策推進基本計画における目標



●川崎市地球温暖化対策等推進条例の改正により新たに規定した5つの制度

民生系取組

■ 総称 建築物太陽光発電設備等総合促進事業

- 制度1** 特定建築物太陽光発電設備等導入制度
- 制度2** 特定建築事業者太陽光発電設備導入制度
- 制度3** 建築士太陽光発電設備説明制度
- 制度4** 建築物太陽光発電設備誘導支援制度

いわゆる
義務制度

産業系取組

■ 事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度

- 制度5** 事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度

報告義務

川崎市地球温暖化対策推進等の推進に関する条例 建築物太陽光発電設備等総合促進事業の考え方

- 本市では、**2050年の脱炭素社会の実現に向けた取組を推進**しており、再生可能エネルギーの導入拡大を進めていく必要があります。
- 本市のような市域のほとんどが市街化されている都市で再生可能エネルギーの導入拡大をするには、**建築物への太陽光発電設備の設置が最も有効な手段**となります。
- また、これから建てられる建築物は、その多くが**2050年まで残るもの**であるため、**新築建築物等への太陽光発電設備の導入に向けた施策を強化し**、取り組んでまいります。
- 制度設計にあたっては、近隣都市の制度や制度対象事業者への負担などを考慮してまいります。
- **太陽光発電設備の設置を一層促進**するため、市民・事業者の皆様が、正しい情報を理解した上で、設備設置の判断がなされるよう、行政としても必要な情報発信・支援を行ってまいります。

-
- 1 建築物太陽光発電設備等総合促進事業の考え方・・・・・・・・・・ 3
 - 2 特定建築事業者太陽光発電設備導入制度【制度2】について・・・ 7
 - 3 特定建築事業者太陽光発電設備導入制度ガイドライン案について・ 1 1

詳細は

7月説明会資料参照

市ホームページURL

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000167776.html>

特定建築事業者太陽光発電設備導入制度の 条例規則等の規定について

中小規模建築
物への制度

条例・規則・要綱について

- ▶ 川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例 令和5年3月改正
- ▶ 川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則 令和6年3月改正
- ▶ 中小規模特定建築物への太陽光発電設備の設置に関する要綱 令和6年3月制定（7月改正）

主な規定について

対象事業者・対象建築物

適用除外建築物

設置基準量

棟数除外建築物

対象設備

代替措置 敷地外設置

報告書・公表

届出様式・添付資料

様式

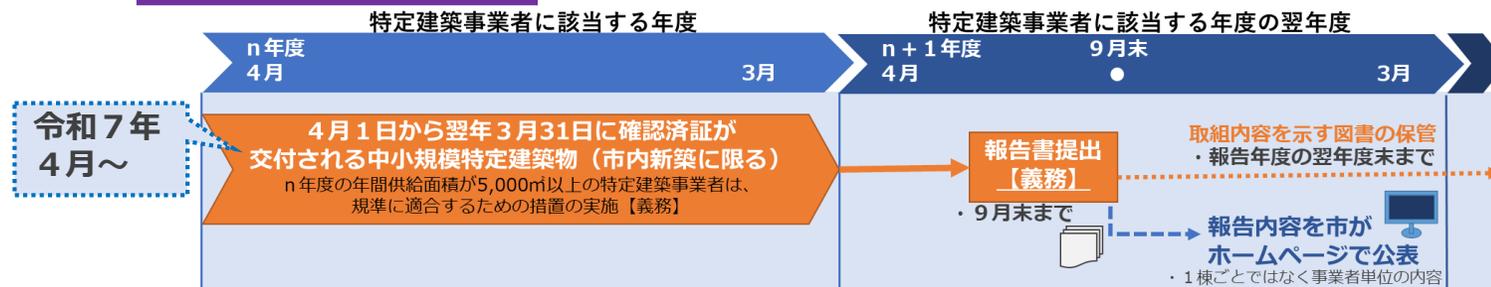
規則様式

16号様式 報告書
第1面・第2面

要綱様式

1号様式
中小規模特定建築物取組書
※これに代わる資料も認める

スケジュール



◎5,000㎡未満の建築事業者（特定建築事業者以外）も任意報告が可能で、市ホームページにて取組をPRできる

n+1年度に確認済証が交付される中小規模特定建築物はn+2年度9月末までに報告

特定建築事業者太陽光発電設備導入制度の 対象事業者・対象建築物

中小規模建築
物への制度

- 市内において、新たに建設又は新築する中小規模特定建築物（床面積の合計2,000㎡未満）が1年間に一定量以上である建築事業者（特定建築事業者）に対し、太陽光発電設備等の設置を義務付ける。 ※増築、改築、大規模修繕・模様替え、既築の建築物は対象外。
- 特定建築事業者は規則に定めた容量（設置基準量）以上の設備を設置しなければならない。
- 当該建築物への設備の設置のほか、代替措置を講じることができる。
- 規則に定めた建築物（建築物省エネ法第18条第3号、経過措置に該当するもの）は制度対象外となる。
- 特定建築事業者は報告書を作成・提出しなければならない。特定建築事業者以外も任意報告できる。
- 市は特定建築事業者名その他規則で定めた事項をインターネットにより公表する。

制度の対象外であっても、事業者は脱炭素エネルギー源を優先的に利用するよう努めてください（条例第24条）

一定量以上

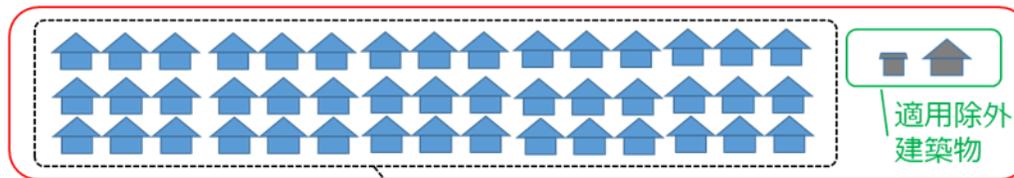
◎ 年間供給面積が5,000㎡以上
年間供給面積（㎡）＝中小規模特定建築物の床面積の合計－適用除外建築物の床面積の合計

適用除外建築物

◎ 床面積の合計が10㎡以下、建築物省エネ法第18条第1号又は第2号。（設置量は計上できる。）

特定建築事業者

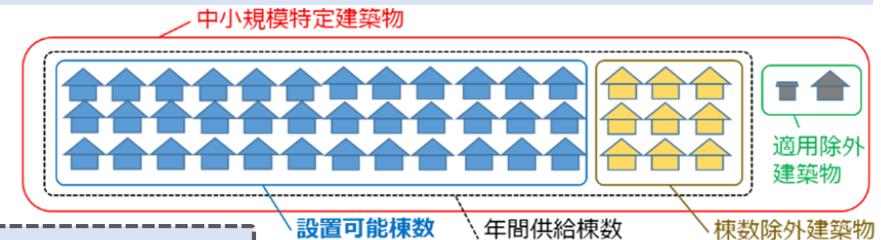
◎ 建築確認申請上の工事施工者である者（建築主又は設計者を兼ねる場合を含む）。法人単位。



中小規模特定建築物 年間供給面積：5,000㎡以上の場合対象事業者

設置基準量

◎ 算定式
設置基準量（kW）＝設置可能棟数（棟）×算定基準率0.7×棟当たり基準量2（kW）
設置可能棟数＝年間供給棟数（棟）－棟数除外建築物（棟）



棟数除外建築物

① 建築面積20㎡未満 ② 南面等屋根水平投影面積20㎡未満

- **太陽光発電設備等の設置場所は、原則敷地内（オンサイト）とする**
 - ・ 建物の屋根上や壁面等に設置するほか、ソーラーカーポート※等、敷地内の設置も可能とする。
 - （※設置にあたっては、建築基準法等関係法令を遵守することが必要）
- **敷地外（オフサイト）への設置である市内の既存建築物への新設等を、太陽光発電設備の敷地内（オンサイト）への設置に代わる代替措置として利用可能とする**

履行方法	代替措置の概要		出力※
	発電設備等の設置場所	電気等を利用する施設	
建物敷地外 （オフサイト） への設置	（1）既存建築物又はその敷地	市内 敷地内	太陽光 : 定格出力 発電設備 : 年間発電電力量1,000kWhあたり 1 kW
	（2）特定開発事業に係る区域内	市内 区域内	熱供給設備 : 年間熱供給量3,600MJあたり 1 kW

※定格出力の太陽光発電設備を当該中小規模特定建築物に設置したものとみなす。

- ・（1）～（2）は、当該年度に新たに設備を設置するものに限る（R7年度に新設したものはR7年度の設置量とする）。また、第三者設置も対象とする。
- ・（1）既存建築物とは、①市内に過去に新築等をした建築物、②市内に所有する建築物などで、既に工事が完了している建築物（特定建築物を除く）。
- ・（2）は条例第19条第1項又は第2項の規定により開発事業地球温暖化対策等計画書を提出した事業に係る予定建築物である場合に限る。
- ・その他市長が認める措置として、建物敷地外（オフサイト）に太陽光発電設備を新たに設置し、発電される電気（環境価値を有するもの）又は環境価値のみを当該中小規模特定建築物又はその敷地で利用するための措置等を代替措置とする。要件等は制度1を参照。
- ・再エネ調達は、対象（代替措置）となりません。

-
- 1 建築物太陽光発電設備等総合促進事業の考え方・・・・・・・・・・ 3
 - 2 特定建築事業者太陽光発電設備導入制度【制度2】について・・・ 7
 - 3 特定建築事業者太陽光発電設備導入制度ガイドライン案について・ 1 1

条例（令和5年3月改正）

「川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例」

主な規定 制度対象・義務・公表等

規則（令和6年3月改正）

「川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則」

主な規定 条例に基づく基準・代替措置・届出様式等

要綱（令和6年3月制定）

「中小規模特定建築物への太陽光発電設備の設置に関する要綱」

主な規定 規則に基づく技術的基準・添付資料・その他必要事項等

ガイドライン（令和6年12月制定予定）

「川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例に基づく特定建築事業者太陽光発電設備導入制度ガイドライン」

主な規定 条例・規則・要綱に基づく各規定の要点整理
設置基準量及び義務履行方法の詳細
届出書の記載方法及び添付資料の詳細
公表イメージ等

7月説明会で解説

主な内容

- ・ 制度対象・義務の内容
- ・ 条例に基づく基準・技術的基準・設置基準量の詳細
- ・ 代替措置の詳細等

※ガイドライン掲載内容の一部を含む

本説明会で解説

主な内容

- ・ **義務履行方法の個別事例**
- ・ **届出書の記載方法**
- ・ **添付資料の詳細**
- ・ **公表イメージ等**

※規則・要綱の様式等含む

ガイドライン案 目次

中小規模建築物への制度

本説明会で解説する箇所

- 第1部 ガイドラインについて
 - 第1章 本ガイドラインの目的
 - 第2章 制度の背景と狙い
 - 第3章 根拠となる条例等
 - 第4章 用語の定義

- 第2部 制度の概要と基本事項
 - 第1章 制度の概要
 - 第2章 基本事項

- 第3部 義務履行方法と設置量
 - 第1章 太陽光発電設備等の設置等検討フロー
 - 第2章 建物敷地内（オンサイト）への太陽光発電設備等の設置
 - 第3章 建物敷地外（オフサイト）への太陽光発電設備等の設置

- 第4部 報告

- 第5部 報告書及び取組書の作成等
 - 第1章 報告書の作成
 - 第2章 取組書の記載例
 - 第3章 報告書の記載事項を示す書類等の保管等

- 第6部 市による報告・立入調査、勧告等の措置

- 第7部 参考

第2部

- 対象建築物・対象事業者の判断フロー
- 対象建築物（中小規模特定建築物）
- 対象事業者（特定建築事業者）
- 設置基準量（設置義務量）
- 南面等屋根
- 適合状況と達成率
- 公表

第3部

- 設置検討フロー 設置量の算定
- 太陽光発電設備等の設置
- 既存建築物への設置
- 特定開発事業区域での設置

第4部

- 添付資料

第5部

- **報告書**の作成
- **取組書**の記載例

様式のダウンロード

市ホームページURL

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000167778.html>

- 第6部 報告・立入調査、勧告等
- 第7部 参考

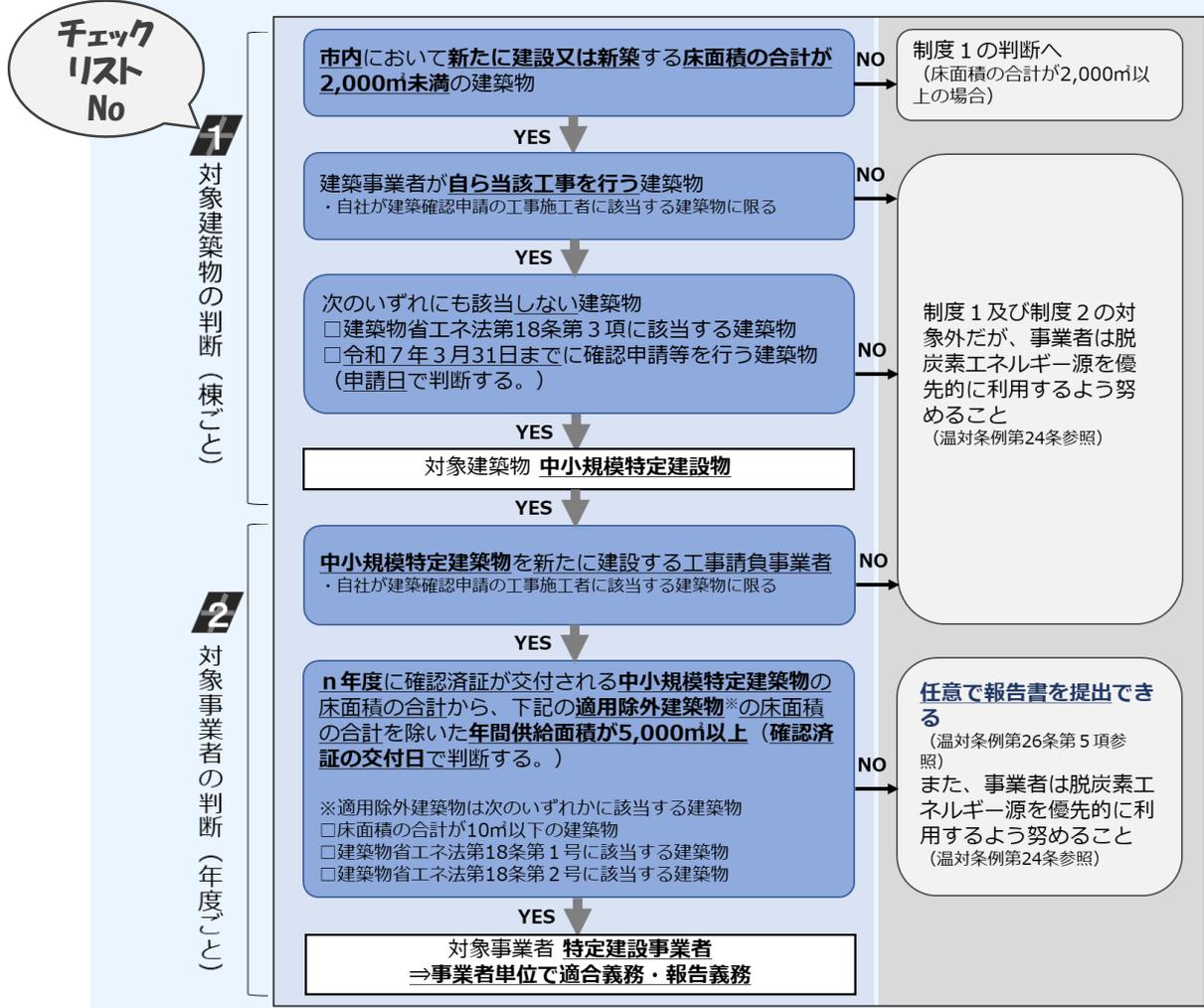
ガイドライン案からの抜粋（背景グレー）については、軽微な修正を行うことがある

ガイドライン案 制度の概要と基本事項 <抜粋>

中小規模建築物への制度

7月説明会で説明した規定の要点整理

対象建築物・対象事業者の判断フロー（年度ごとに判断）



対象建築物

対象をチェック

対象外

1	中小規模特定建築物 (n年度)
	◎ 1棟ごとに判断する。 (同一敷地内で複数棟同時に新築する場合も1棟ごとに判断)
中小規模特定建築物 次の全てに該当する建築物	<input type="checkbox"/> 確認済証の交付日がn年度 ⁽¹⁾ 内の建築物 <input type="checkbox"/> 市内において新たに建設又は新築 ⁽²⁾ する床面積の合計 (1棟ごと) ⁽³⁾ が2,000㎡未満の建築物 <input type="checkbox"/> 建築事業者が自ら当該工事を行う建築物 ⁽⁴⁾
対象外の建築物 次のいずれかに該当する建築物	<input type="checkbox"/> 次の対象外の建築物に該当しない建築物 <input type="checkbox"/> 市外の建築物 <input type="checkbox"/> 床面積の合計 (1棟ごと) が2,000㎡以上⇒制度1の対象建築物の可能性あり <input type="checkbox"/> 増築、改築、大規模修繕、模様替えをする建築物 <input type="checkbox"/> 確認済証発行後、建築確認を取り下げた建築物 <input type="checkbox"/> 建築物省エネ法第18条第3号に該当する建築物 ⁽⁵⁾ (仮設建築物等) <input type="checkbox"/> 【経過措置】令和7年3月31日までに確認申請等を行う建築物 ⁽⁶⁾ (申請日で判断する。)

上表 (チェックリスト) は提出不要。 (以下同様)

下線(1)~(6)はガイドラインで解説。 (以下同様)

ガイドライン案からの抜粋 (背景水色) については、今後軽微な修正を行うことがあります

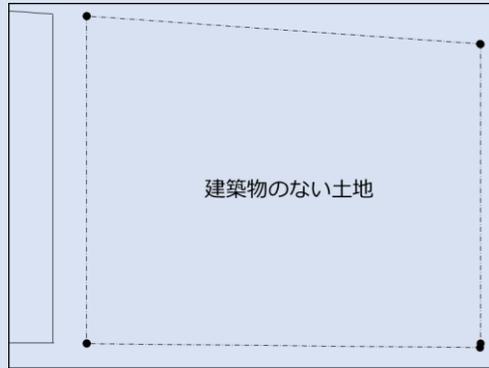
ガイドライン案 制度の概要と基本事項 <抜粋>

中小規模建築物への制度

- 「新たに建設又は新築」とは、建築確認申請の「新築」 ※建築確認における扱いを確認する
 - ・ 例：建築物のない土地に、新たに建築物を建築（建設）する場合

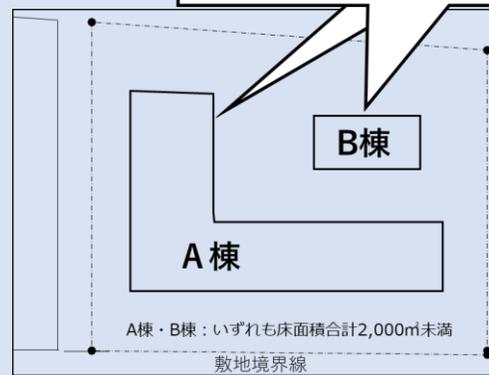
同一敷地内に複数棟ある例

例1
同時に新築

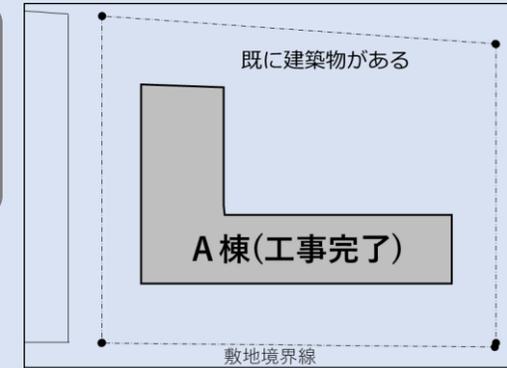


対象

同一敷地内に同時に複数棟を新築する場合 対象

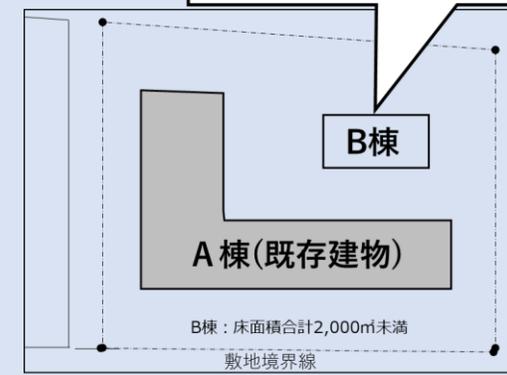


例2
既に建築物のある敷地内に別棟で新築



対象外

既に建築物がある敷地に別棟で建てる場合 対象外



ガイドライン案 制度の概要と基本事項 <抜粋>

中小規模建築物への制度

7月説明会で説明した規定の要点整理

南面等屋根

4	南面等屋根（屋根除外部分除く） ◎棟数除外建築物は根拠図面の提出が必要。
南面等屋根 次のいずれかに 該当する屋根の 部分	<input type="checkbox"/> 傾斜屋根の部分 （傾斜角 3°以上 ⁽¹⁾ の部分をいう。）のうち、 真方位 90°以上 270°以下の方向 ⁽²⁾ に面する部分 ※ただし、次の 屋根除外部分 ⁽³⁾ を除く
	<input type="checkbox"/> 水平屋根の部分 （傾斜角 3°未満 ⁽¹⁾ の部分をいう。） ※ただし、次の 屋根除外部分 ⁽³⁾ を除く
屋根除外 部分 次のいずれかに 該当する部分	<input type="checkbox"/> ①地階を除く階数が 2 の建築物における 1 階の屋根 <input type="checkbox"/> ②地階を除く階数が 3 以上の建築物における 2 階以下の屋根 <input type="checkbox"/> ③バルコニー及び同じ階にある専有部分である居室から出入りする屋上部分（階段室から出入りする屋上部分を除く。） <input type="checkbox"/> ④傾斜角 60 度超えの屋根 <input type="checkbox"/> ⑤ひさし及びポーチの屋根 <input type="checkbox"/> ⑥天窓及びその周囲 30 センチメートル以内の部分 <input type="checkbox"/> ⑦雨どい、パラペット、排水溝の部分 <input type="checkbox"/> ⑧その他効率的に設置することが困難と市長が認める部分 <input type="checkbox"/> ⑨水平屋根の部分の水平投影面積は 6 分の 5 を乗じた面積とすることができる（6 分の 1 は屋根に含まない部分）

※屋根除外部分でも、太陽光発電設備等を設置した場合は、設置した量を計上できる

適合状況・達成率

5	適合状況・達成率（n年度） ◎年度ごとに事業者単位で算定（判断）する。
公表 達成率 [%]	<input type="checkbox"/> 算定式 達成率 [%] ※1 $= \frac{\text{設置量の合計}^{(1)} [\text{kW}]}{\text{設置基準量} [\text{kW}]} \times 100$ パーセント表示とし、小数点以下の端数を切り捨て整数での値とする
公表 適合状況 次のいずれか1つ 該当する項目	<input type="checkbox"/> 適合する（達成率が 100%以上） <input type="checkbox"/> 適合しない（達成率が 100%未満） <input type="checkbox"/> 全て基準適用対象外建築物
基準適用対象 外建築物 次のいずれかに該 当する建築物	<input type="checkbox"/> 2 適用除外建築物 <input type="checkbox"/> 3 棟数除外建築物

事業者単位

※1 設置基準量が 0 kW の場合、達成率は算出しない。

本制度の設置基準量における棟数除外建築物の要件として定義したものであり、太陽光発電設備等の設置の適否を一律に定義するものではないことに留意すること。個々の建築物において太陽光発電設備等の設置が可能であるかについては、個々の建築物の敷地や隣地等の状況により、検討、判断することが必要である。

ガイドライン案からの抜粋（背景水色）については、今後軽微な修正を行うことがあります

ガイドライン案 制度の概要と基本事項 <抜粋>

中小規模建築物への制度

■ 戸建て以外の住宅や非住宅も対象となる

適合状況の例

◎主に戸建て住宅を建設する場合

市内における当該年度の新築棟数が50棟（床面積の合計5,100㎡）うち棟数除外建築物10棟である事業者を想定します。
適用除外建築物は除く

■年間供給棟数 50棟（床面積の合計5,100㎡） ⇒ 特定建築事業者に該当
■設置可能棟数 40棟（年間供給棟数より棟数除外建築物10棟を除いた棟数）

設置基準量 = $\frac{\text{設置可能棟数}}{40} \times 70\% \times 2 \text{ kW/棟} = 56 \text{ kW}$

<例>
実際に設置した容量
6 kWを 5棟に設置 ⇒ 30kW
4 kWを 4棟に設置 ⇒ 16kW
2 kWを 6棟に設置 ⇒ 12kW
合計15棟 合計58kW
※他の25棟は設置なし

適合状況 実際に設置した容量が58kWとすると、設置基準量である56kW以上のため**基準適合**
達成率 = $58 \text{ kW} \div 56 \text{ kW} \times 100 = 103\%$ (小数点以下切り捨て)

7月説明会スライド17

◎主に共同住宅や非住宅の建物を建設する場合

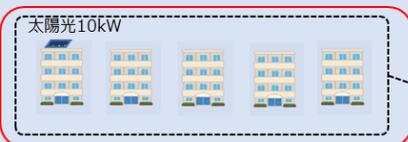
建設会社の例 当該年度の市内における新築棟数が5棟（床面積の合計5,100㎡）である事業者を想定します。
適用除外建築物は除く

■年間供給棟数（設置可能棟数） 5棟（床面積の合計5,100㎡） ⇒ 特定建築事業者に該当

設置基準量 = $\frac{\text{設置可能棟数}}{5} \times 70\% \times 2 \text{ kW/棟} = 7 \text{ kW}$

実際に設置した容量 <例> 10kWを 1棟に設置 ⇒ 10kW
合計1棟・10kW
※他の4棟は設置なし

適合状況 実際に設置した容量が10kWとすると、設置基準量である7kW以上のため**基準適合**
達成率 = $10 \text{ kW} \div 7 \text{ kW} \times 100 = 142\%$ (小数点以下切り捨て)



中小規模特定建築物
年間供給面積：5,000㎡以上の場合、対象事業者となる

ガイドライン案 制度の概要と基本事項 <抜粋>

中小規模建築物への制度

- 報告書により、建築事業者名、達成率、適合状況を市がホームページに公表 (公表事項：規則第37条)
- n年度の対象建築事業者については、報告書が提出されるn+1年度に公表

公表イメージ (令和7年度分) <試行実施>

試行実施は建築事業者名のみ
の公表のため公表形式は検討中

令和7年度

特定建築事業者及び任意報告の建築事業者

建築事業者	達成率※	適合状況※	備考※
A社	-	-	-
B社	-	-	-
C社	-	-	-
D社	-	-	-

制度運用開始初年度である令和7年度分については、
達成率及び適合状況の公表は行いません。
(試行実施) (規則改正附則1)

公表イメージ (令和8年度分)

令和8年度

特定建築事業者及び任意報告の建築事業者

建築事業者	達成率※	適合状況※	備考※
A社	●●●%	適合	-
C社	●●%	不適合	-
D社	-	-	全棟基準適用 対象外建築物
E社 F社	●●●%	適合	-

設置基準
量が0

※達成率：設置基準量に対する設置する太陽光発電設備等の出力の合計の比率
(太陽光発電設備等の出力には、太陽熱利用設備、代替措置等を含める。)

適合状況：太陽光発電設備の設置基準に適合するための措置による設置基準
に対する適合状況

「適合」は達成率100%以上

「不適合」は達成率100%未満

「-」は全棟基準適用対象外建築物 (達成率の算定及び適合状況の判断を行わない)

ガイドライン案 義務履行方法と設置量 <抜粋>

中小規模建築物への制度

7月説明会で説明した規定の要点整理

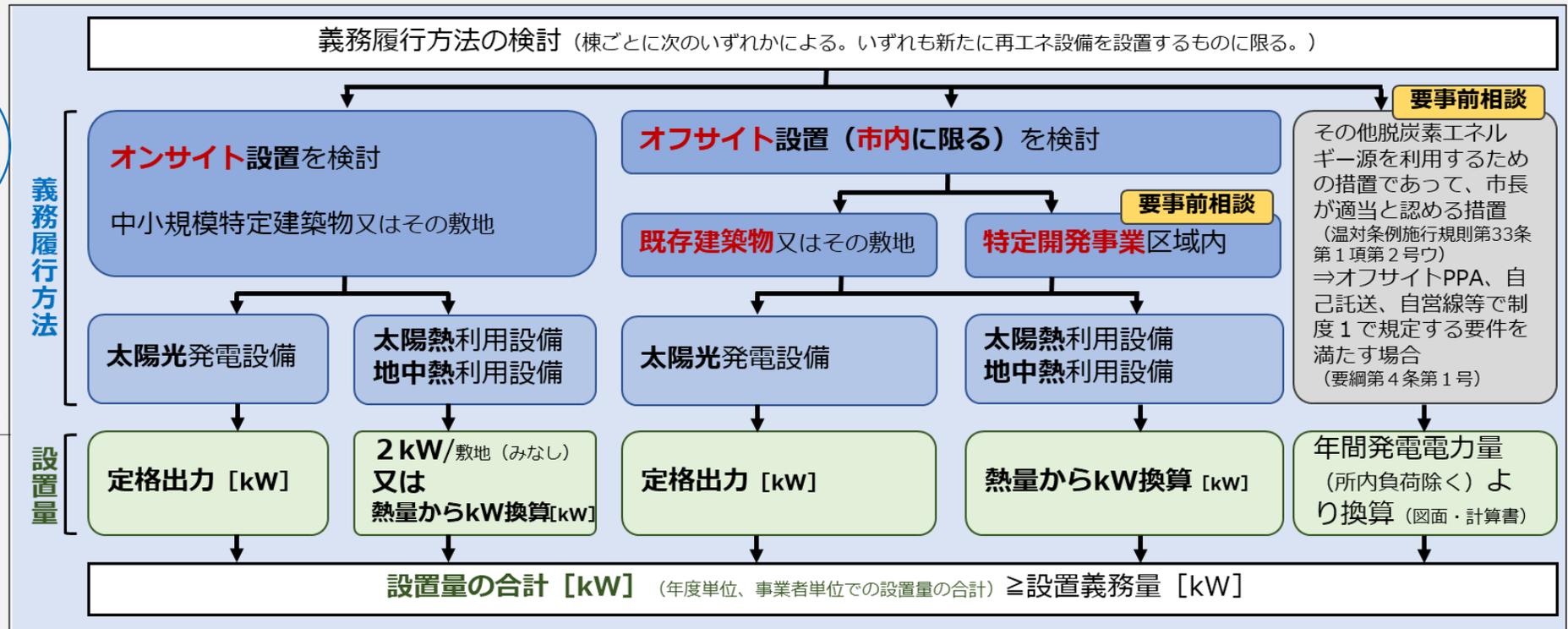
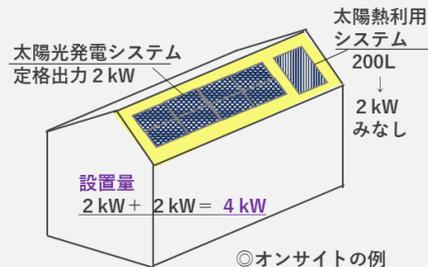
ガイドライン案からの抜粋（背景グレー）については、今後軽微な修正を行うことがあります

- 義務履行の方法は、再エネ設備を敷地内（オンサイト）に設置するほか、敷地外（オフサイト）も対象
- 太陽光発電設備のほか、太陽熱利用設備等も対象
- 熱利用設備の設置量は、年間熱利用量3,600MJを太陽光発電設備 1 kW相当とする【熱量からkW換算】（計算書添付）
オンサイトに限り、年間熱利用量によらず、1棟あたり2 kWとみなすことができる

設置検討フロー

いずれの義務履行方法も、再エネ設備の新設又は増設を行う場合に限る
※増設の場合は増設分の設置量を計上

設置量の合算イメージ



複数の義務履行方法を併用する場合は、設置量を合算できる

ガイドライン案 義務履行方法と設置量 <抜粋>

建物敷地内
オンサイト

中小規模建築
物への制度

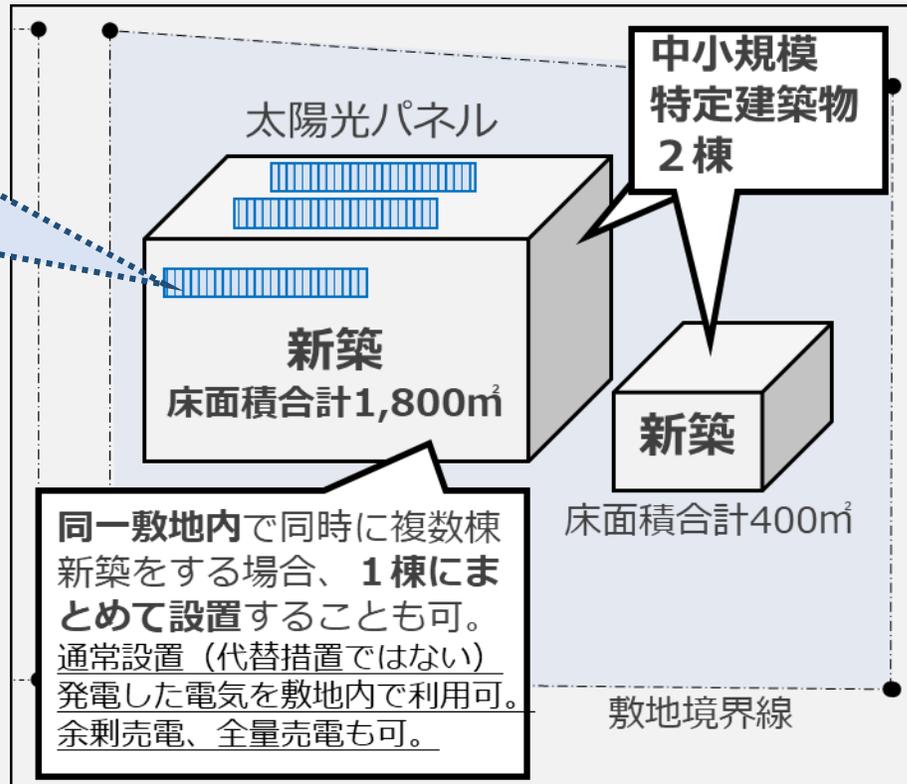
■ オンサイト設置の例

- ・ 同一敷地内に同時に複数棟を新築する場合⇒棟ごとに対象建築物を判断する
- ・ 同一敷地内に同時に新築する適用除外建築物又は棟数除外建築物に設置する場合⇒設置量として計上できる

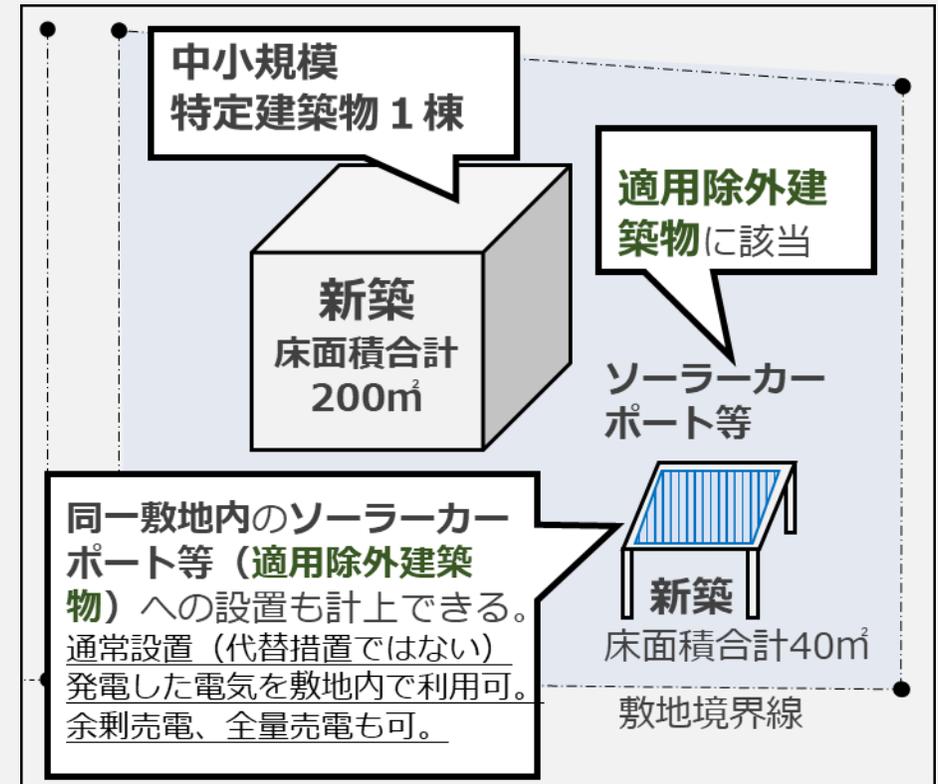
オンサイト設置のイメージ

例 1

屋根上のほか、
建物の壁面、
窓面、手すり
等へ設置する
場合も対象



例 2



ガイドライン案 義務履行方法と設置量 <抜粋>

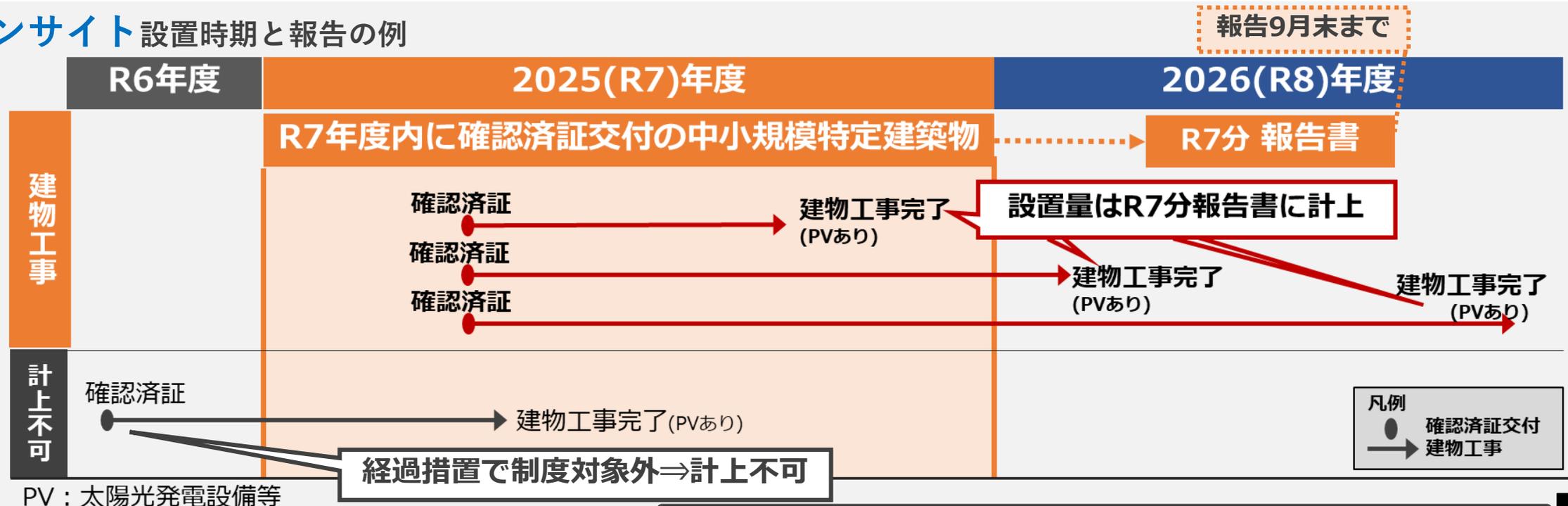
建物敷地内
オンサイト

中小規模建築
物への制度

7月説明会で説明した規定の要点整理

- **オンサイト設置**⇒当該中小規模特定建築物の**確認済証の交付年度の設置量として計上**
 - 次の場合も同じ
 - ・ 報告書を提出する時期（翌年度9月末）までに工事が完了していない場合
 - ・ リースや屋根貸し等による第三者設置の場合
- 確認済証工事時点（報告書提出までの間に変更が生じた場合は反映）で実施しようとしている内容に基づいて計上

オンサイト 設置時期と報告の例



ガイドライン案からの抜粋（背景グレー）については、今後軽微な修正を行うことがあります

ガイドライン案 義務履行方法と設置量 <抜粋>

建物敷地外
オフサイト

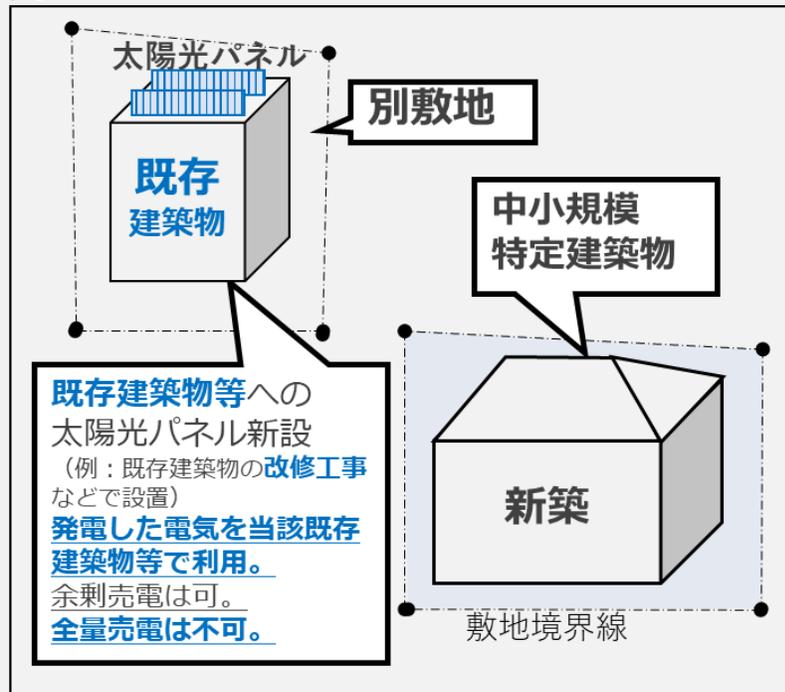
中小規模建築
物への制度

■ オフサイト（市内既存建築物への設置）の例

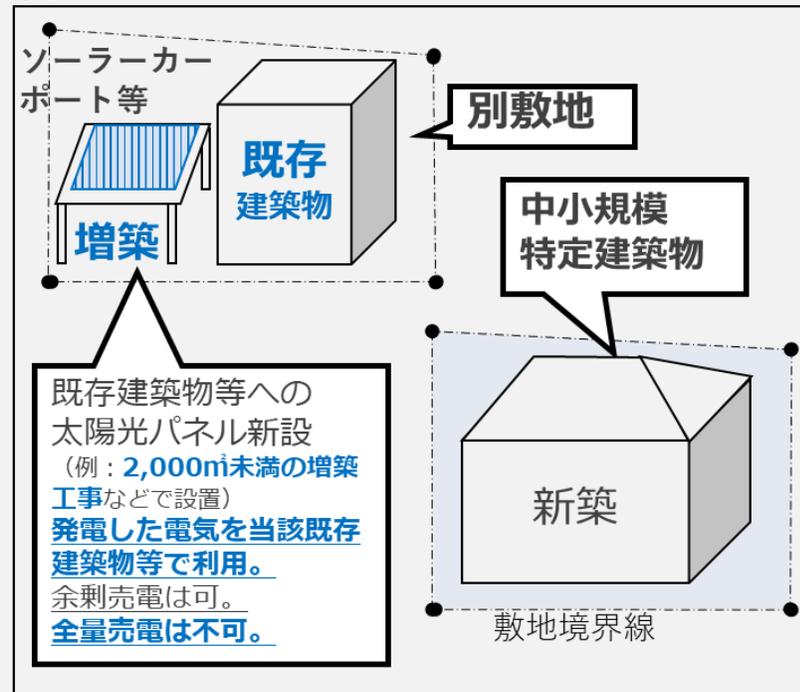
- ・ 既存建築物の改修工事に併せて設置する事例（例1）⇒ **設置量として計上できる**
- ・ 2,000㎡未満の増築工事に併せて設置する事例（例2）⇒ **設置量として計上できる**

市内既存建築物への設置のイメージ

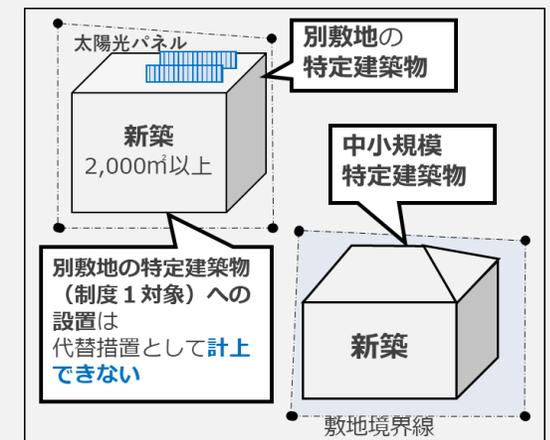
例1



例2



(参考) 設置量として計上できない例



※既存建築物等：既存建築物又はその敷地

設置にあたっては、建築基準法等関係法令を遵守することが必要

太陽光パネルの新設（増設）に限る

設置量の2重計上はできない

ガイドライン案からの抜粋（背景グレー）については、今後軽微な修正を行うことがあります

ガイドライン案 義務履行方法と設置量 <抜粋>

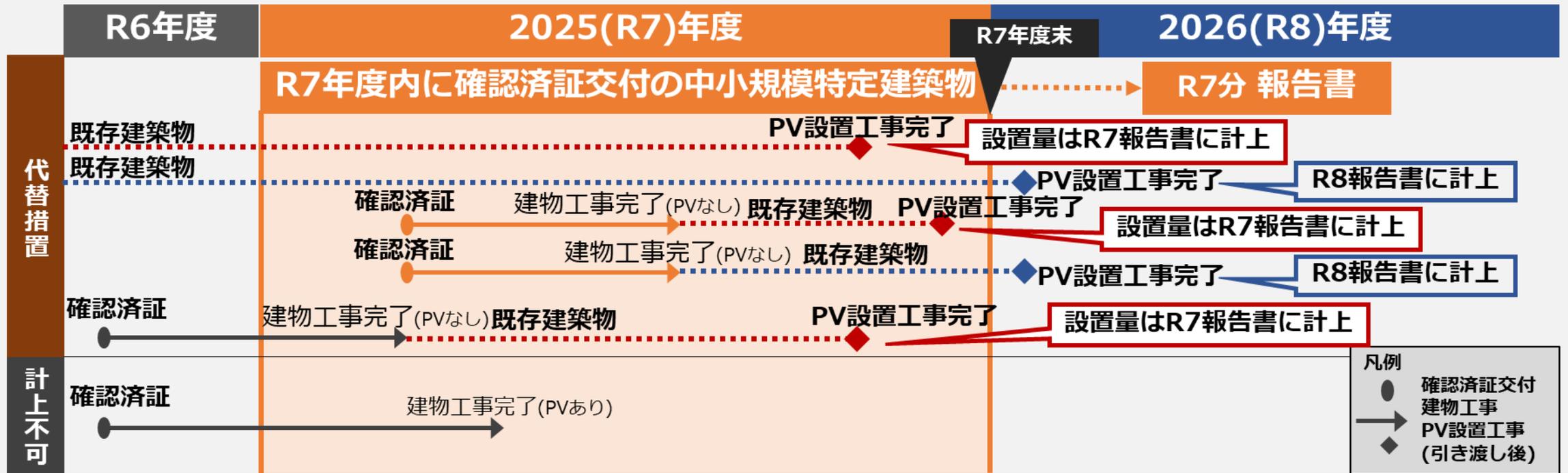
建物敷地外
オフサイト

中小規模建築
物への制度

7月説明会で説明した規定の要点整理

- オフサイト設置（市内既存建築物への設置）⇒設置工事が完了した年度の設置量として計上
- 既存建築物とは：n年度末までに建物工事が完了している建築物

オフサイト（市内既存建築物への設置）設置時期と報告の例



PV：太陽光発電設備等

ガイドライン案 義務履行方法と設置量〈抜粋〉

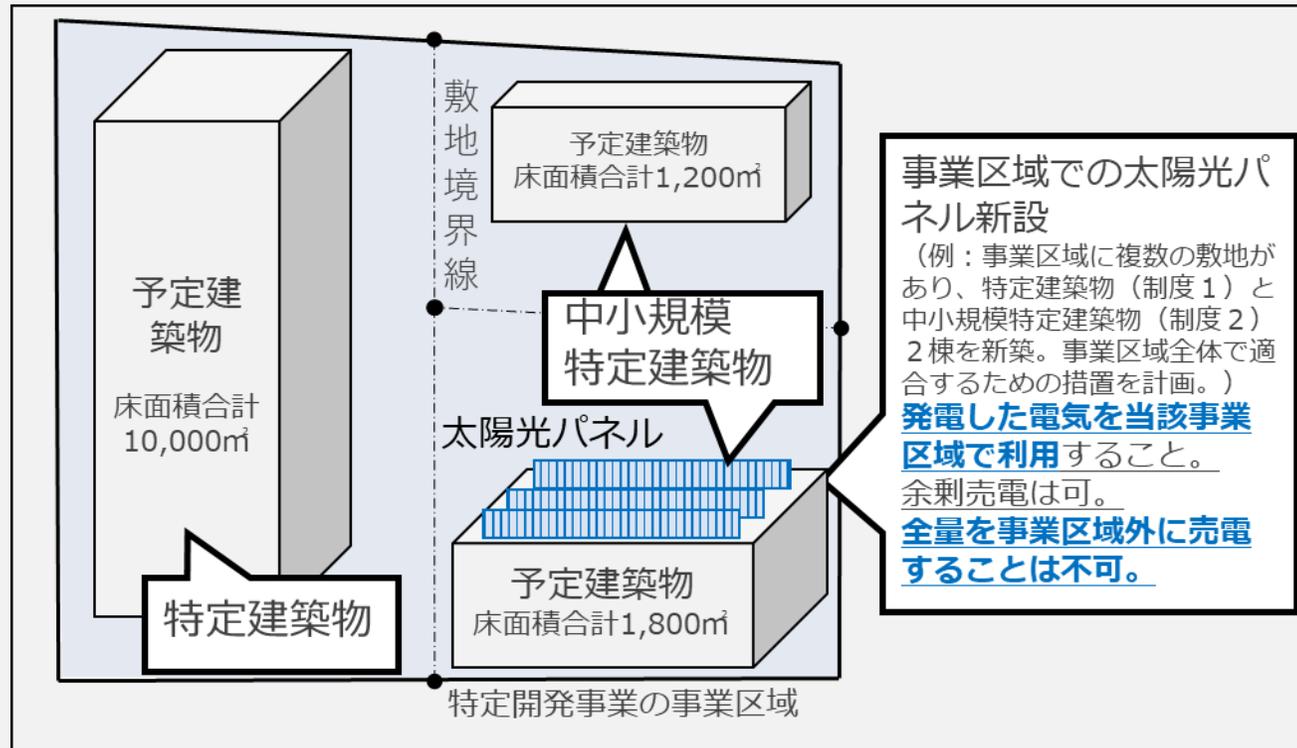
建物敷地外
オフサイト

中小規模建築
物への制度

■ オフサイト（特定開発事業区域での設置）の例

- ・ 事業区域内の予定建築物の**設置基準量は棟ごとに算定**
- ・ **事業区域内の設置量の合計**が事業区域内の設置基準量の合計を上回る場合⇒**設置量を分割して計上できる**

代替措置（特定開発事業区域での設置）のイメージ



要事前相談

特定開発事業とは
温対条例

「開発事業地球温暖化対策等計画書」を提出した事業に限る。
(任意提出もできる。)

分割計上する場合

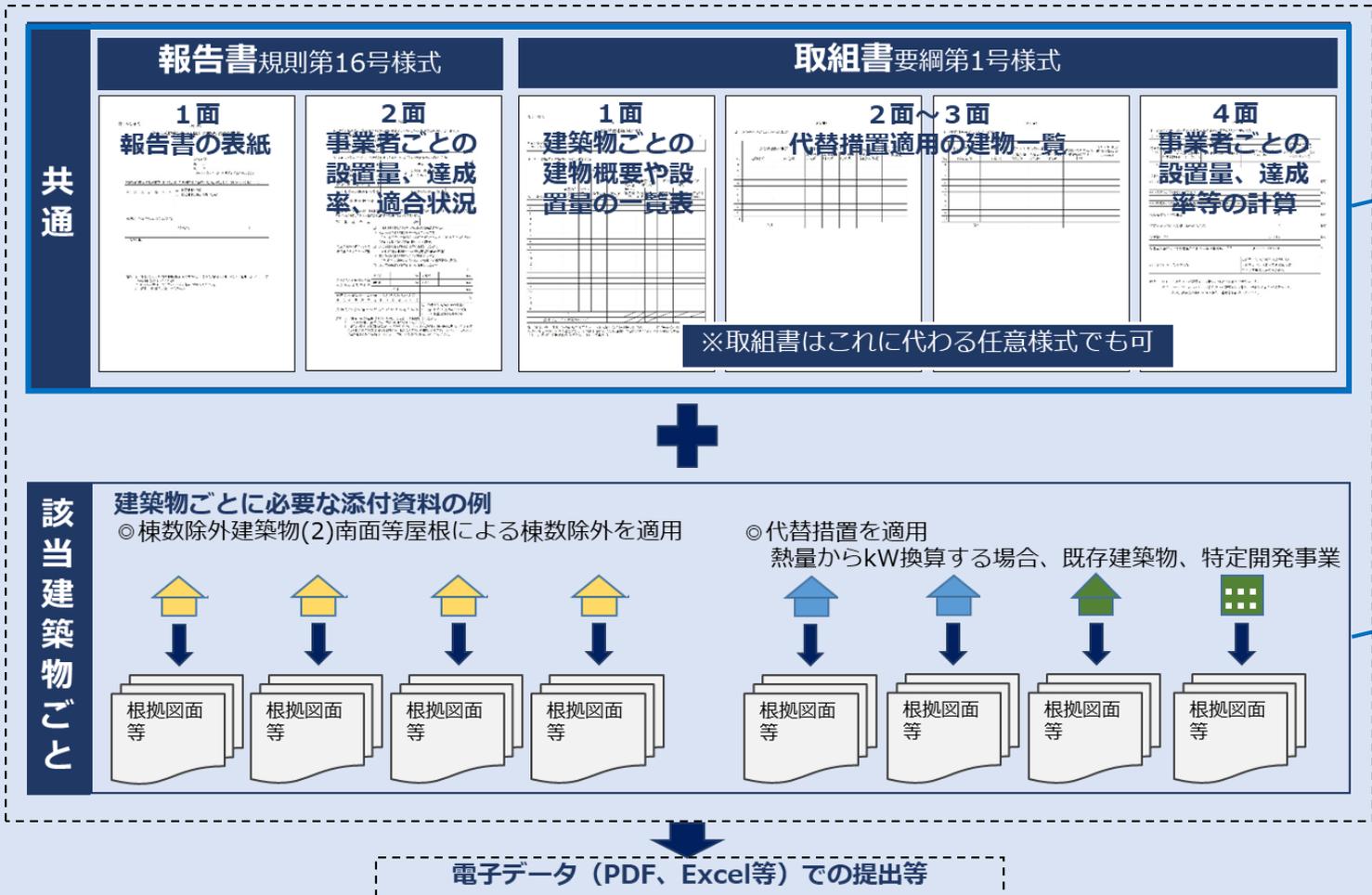
「設置量の内訳」及び「電気の供給方法」等を示した資料を添付すること。

ガイドライン案 報告<抜粋>

中小規模建築物への制度

- 報告書の提出は、「報告書」「取組書」「添付資料」とし、電子データ（PDF、Excel等）での提出を基本とする。

提出物のイメージ



電子データでの提出方法については検討中。

市ホームページから様式をダウンロードできる

市の様式なし。規定の項目を明示した資料（任意様式）とする

義務履行方法と提出物のイメージ

例1

オンサイトでの太陽光パネル設置

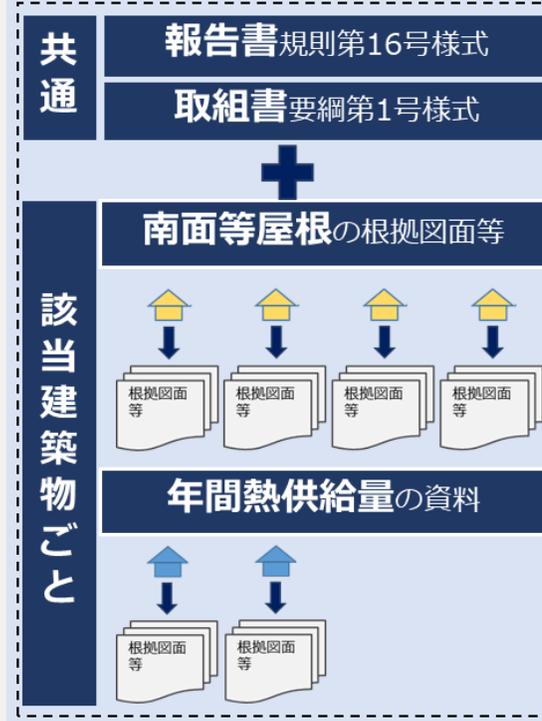
- ・棟数除外しない
- ・熱量からkW換算なし
- ・代替措置適用しない



例2

オンサイトでの太陽光・太陽熱設置

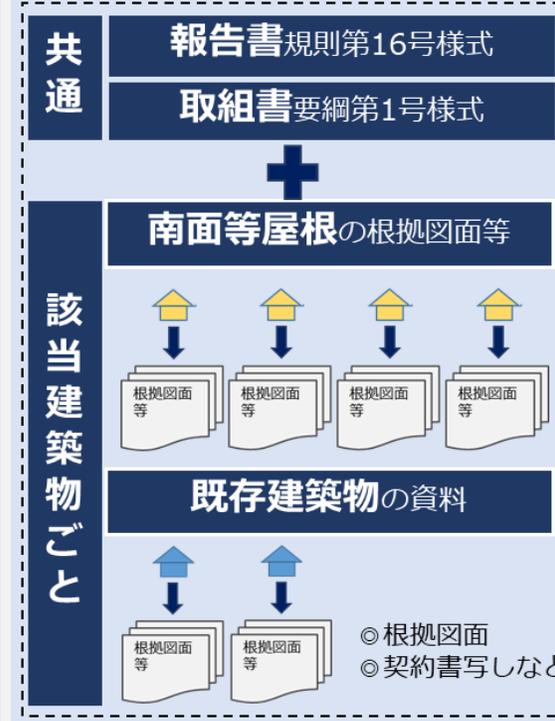
- ・棟数除外あり
- ・熱量からkW換算あり
- ・代替措置適用しない



例3

オンサイトでの設置と
オフサイト（既存建築物）への新設

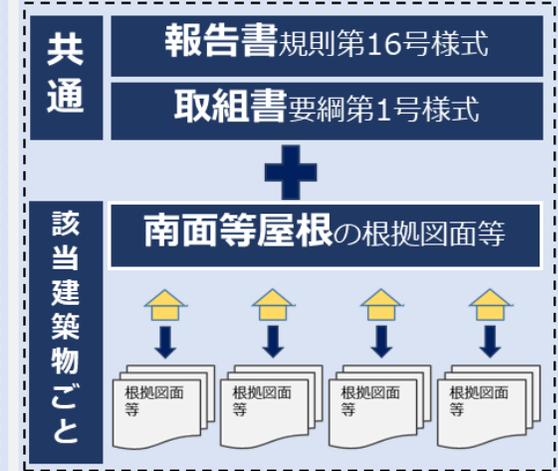
- ・棟数除外あり
- ・熱量からkW換算なし
- ・代替措置適用あり（既存建築物）



例4

設置可能棟数が0

- ・棟数除外あり
- ・熱量からkW換算なし
- ・代替措置適用しない



ガイドライン案 報告〈抜粋〉

中小規模建築物への制度

- 報告書の添付資料は、該当する区分に応じた資料を提出する。（複数該当する場合は、該当する全ての区分に応じた資料）

下線は7月説明会資料からの追記部分

添付資料

区分	添付資料	区分	添付資料
<p>【棟数除外建築物がある場合】</p> <p>南面等屋根の水平投影面積（屋根除外部分を除く）の合計が20㎡未満の場合（建築面積20㎡未満の場合を除く。）</p>	<input type="checkbox"/> 平面図等 縮尺、方位、南面等屋根の範囲、屋根除外部分の範囲、理由並びに各部分の水平投影面積を明示	<p>【代替措置・特定開発事業の場合】</p> <p>特定開発事業の予定建築物として当該中小規模特定建築物の新築等を行う場合において、当該特定開発事業の区域に太陽光発電設備等を設置し、当該設備で発生される電気又は熱を当該区域で利用する場合</p>	<input type="checkbox"/> 当該事業区域の付近見取図 方位、道路及び目標となる地物を明示 <input type="checkbox"/> 当該事業区域内の当該設備を設置する建築物の平面図等 当該設備の設置位置を明示 <input type="checkbox"/> <u>当該事業区域の配置図等</u> 当該事業に係る全ての予定建築物の敷地等の区画の明示 <input type="checkbox"/> <u>当該事業区域への太陽光発電設備等の設置に係る資料</u> 全ての予定建築物の建物名称、床面積の合計（棟ごと）及び中小規模特定建築物への該当の有無の明示 太陽光発電設備等を設置する予定建築物、設置量及び当該設備で発生される電気又は熱の利用に関する事項の明示 設置量を各予定建築物に分割計上する場合はその内訳及び電気等の供給方法を明示
<p>【熱利用設備のkW換算する場合】</p> <p>太陽熱又は地中熱を利用する熱供給設備を設置し、当該設備の年間熱供給量3,600MJ当たり出力1kWとする規定を適用する場合</p>	<input type="checkbox"/> 当該設備の年間熱供給量を示す資料	<p>その他市長が必要と認める場合</p>	<input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める資料
<p>【代替措置・既存建築物の場合】</p> <p>既存建築物に太陽光発電設備等を設置し、当該設備で発生される電気又は熱を当該既存建築物で利用する場合</p>	<input type="checkbox"/> 当該既存建築物の付近見取図 方位、道路及び目標となる地物を明示 <input type="checkbox"/> 当該既存建築物の平面図等 <u>既存建築物の建物名称、配置、設備の設置位置、設置量及び当該設備で発生される電気又は熱の利用に関する事項</u> を明示 <input type="checkbox"/> <u>太陽光発電設備等の設置に関する契約書等の写し</u>		

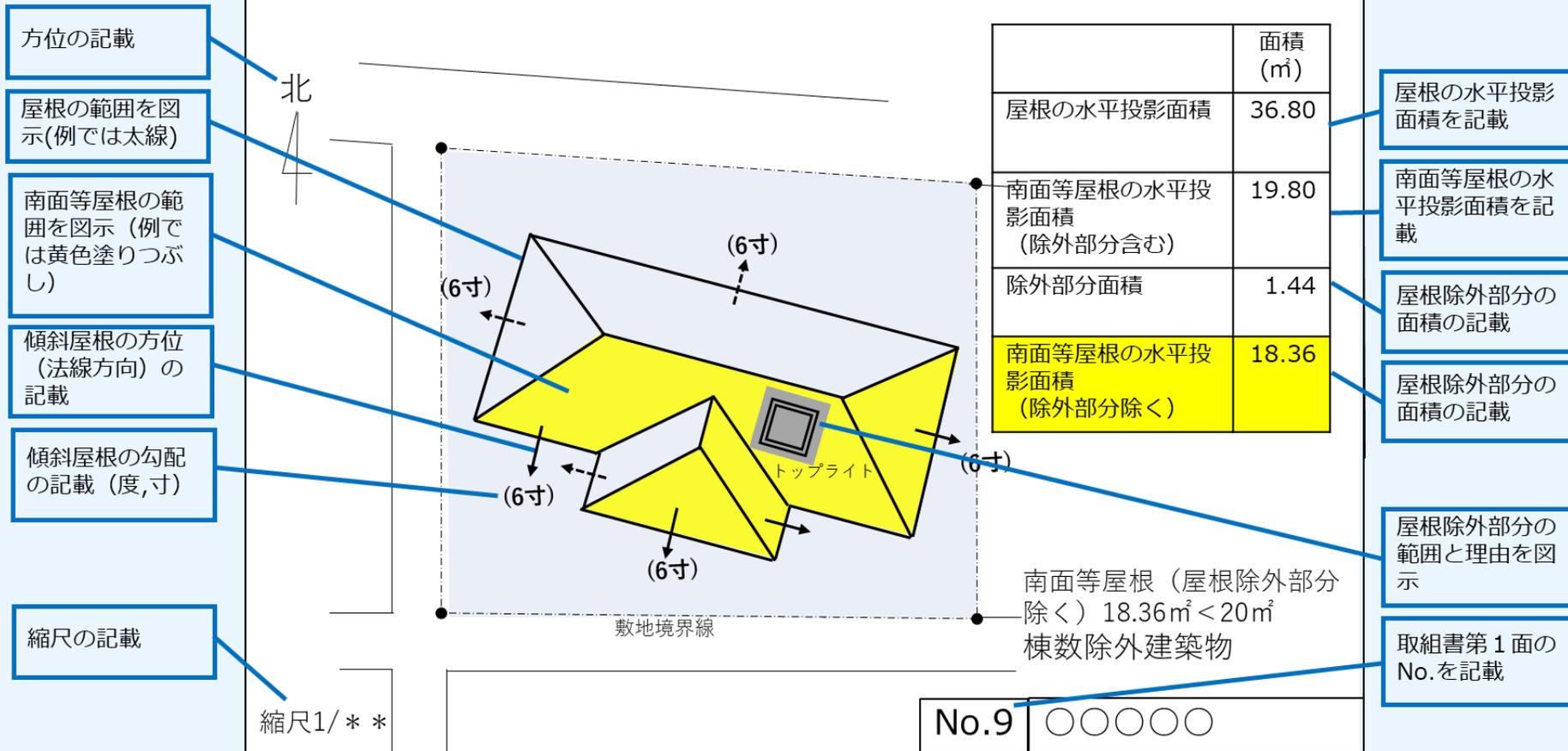
ガイドライン案 報告〈抜粋〉

中小規模建築物への制度

■ 南面等屋根20㎡未満で棟数除外建築物する場合は、根拠図面を提出する。(A4サイズ)

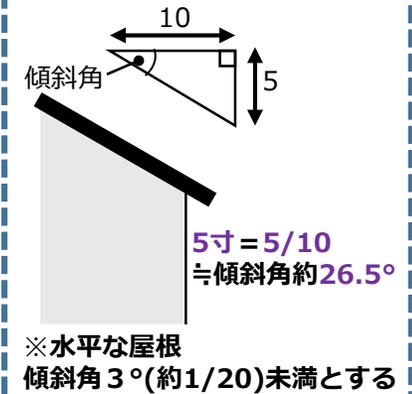
棟数除外建築物 (南面等屋根20㎡未満) 根拠図面イメージ

本イメージ図は**検討中**



参考

〈屋根の傾斜角〉



傾斜角 (勾配) の単位はいずれも可

必要事項が明示された図面であれば、様式や記載方法は問わない。

ガイドライン案 報告書及び取組書の作成等〈抜粋〉

中小規模建築物への制度

- 「中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書」（規則第16号様式）第1面・第2面は、本様式で提出する。

第1面

第16号様式
(第1面)
中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書

(宛先) 川崎市長

① 年 月 日

郵便番号
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

②

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例第26条第4項の規定により、次のとおり提出します。

制 度 の 対 象 区 分	<input type="checkbox"/> 特定建築事業者 <input type="checkbox"/> 特定建築事業者以外 (任意)
連絡担当者の氏名及び連絡先	④ (電話番号)

※受付欄

備考 1 報告書には、川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則（以下「規則」という。）に定める資料を添付してください。
2 □のある欄は、該当する□内にレ印を記載してください。
3 ※印の欄は記入しないでください。

- ①提出する年月日
- ②特定建築事業者の氏名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)、
郵便番号、住所を記載する。
- ③制度の対象区分
(該当する□をチェック)
 特定建築事業者
 特定建築事業者以外 (任意)
- ④連絡担当者の氏名及び連絡先 (電話番号等)

ガイドライン案 報告書及び取組書の作成等 <抜粋>

中小規模建築物への制度

第2面

(第2面)

1 特定建築事業者 (条例第26条第5項の規定により提出する建築事業者を含む。以下同じ。)

特定建築事業者の氏名又は名称 (法人にあっては、その代表者の氏名)	第1面 ② に同じ	
住所又は主たる事務所 若しくは事業所の所在地		

2 市内に新たに建設し、又は新築しようとした中小規模特定建築物の床面積の合計等

報告対象年度	年度 ⑤	
中小規模特定建築物の 床面積の合計 A	⑥ m ²	適用除外建築物の 床面積の合計 B ⑦ m ²
適用除外建築物以外の 床面積の合計 A - B	⑧ m ²	
中小規模特定建築物の棟数 C	⑨	適用除外建築物の棟数 D ⑩
棟数除外建築物の棟数 E	⑪	C - D - E ⑫

3 設置基準量に対する中小規模特定建築物等に設置する太陽光発電設備の出力の量の状況及び条例第26条第2項の規定による太陽光発電設備の設置に代わる措置の内容

設置基準量	⑬ kW	
太陽光発電設備の設置基準に適合するための措置	<input type="checkbox"/> 中小規模特定建築物等への太陽光発電設備の設置 <input type="checkbox"/> 規則第33条第1項第1号の規定による措置 (中小規模特定建築物等への再生可能エネルギー源を利用するための設備(太陽光発電設備を除く。)の設置) <input type="checkbox"/> 規則第33条第1項第2号アの規定による措置 (市内の既存建築物への太陽光発電設備等の設置) <input type="checkbox"/> 規則第33条第1項第2号イの規定による措置 (特定開発事業等を行う区域への太陽光発電設備等の設置) <input type="checkbox"/> 規則第33条第1項第2号ウの規定による措置 ()	
太陽光発電設備等の種類及び出力とその合計	太陽光 kW 地中熱 kW 合計 kW	太陽熱 kW ⑭ 他 kW 合計 kW
設置基準量に対する設置する太陽光発電設備等の出力の合計の比率(達成率) ※	⑮ %	
太陽光発電設備の設置基準に対する適合状況	<input type="checkbox"/> 適合する(達成率100%以上) <input type="checkbox"/> 適合しない(⑯ 達成率100%未満) <input type="checkbox"/> 全て基準適用対象外建築物	

- ⑤ 報告対象年度 (確認済証交付年度)
- ⑥ 中小規模特定建築物 ① の床面積の合計 A (取組書第1面 ⑪)
※小数点第3位を四捨五入し小数点第2位までとする
- ⑦ 適用除外建築物 ② の床面積の合計 B (取組書第1面 ⑫)
※小数点第3位を四捨五入し小数点第2位までとする
- ⑧ 適用除外建築物 ② 以外の床面積の合計 A - B
※「年間供給面積」となる。5,000以上なら対象事業者 ※小数第2位まで
- ⑨ 中小規模特定建築物 ① の棟数 C (取組書第1面参照)
- ⑩ 適用除外建築物 ② の棟数 D (取組書第1面参照)
- ⑪ 棟数除外建築物 ③ の棟数 E (取組書第4面 ②)
- ⑫ C - D - E (取組書第4面 ③)
※設置可能棟数 ③ となる。0棟の場合「全て基準適用対象外建築物」となる
- ⑬ 設置基準量 ③ (取組書第4面 ⑤)
- ⑭ 義務履行方法 (該当する□をチェック)
- ⑮ 設備の種類と設置量 (取組書第1面 ⑭ ⑮ ⑯ 第2面 ⑥ ⑦ ⑧ 第3面 ⑥ ⑦ ⑧)
※設置基準量が0の場合も記載
- ⑯ 達成率 (取組書第4面 ⑪)
※パーセント表示とし、小数点以下の端数を切り捨て、整数での値とする
※設置基準量 0 (設置可能棟数 0 棟) の場合は記載しない
- ⑰ 適合状況 (該当する□をチェック) (取組書第4面 ⑫)
※達成率100%以上「適合」。達成率100%未満「適合しない」。

設置可能棟数 0 棟の場合「全て基準適用対象外建築物」

ガイドライン案 報告書及び取組書の作成等 <抜粋>

中小規模建築物への制度

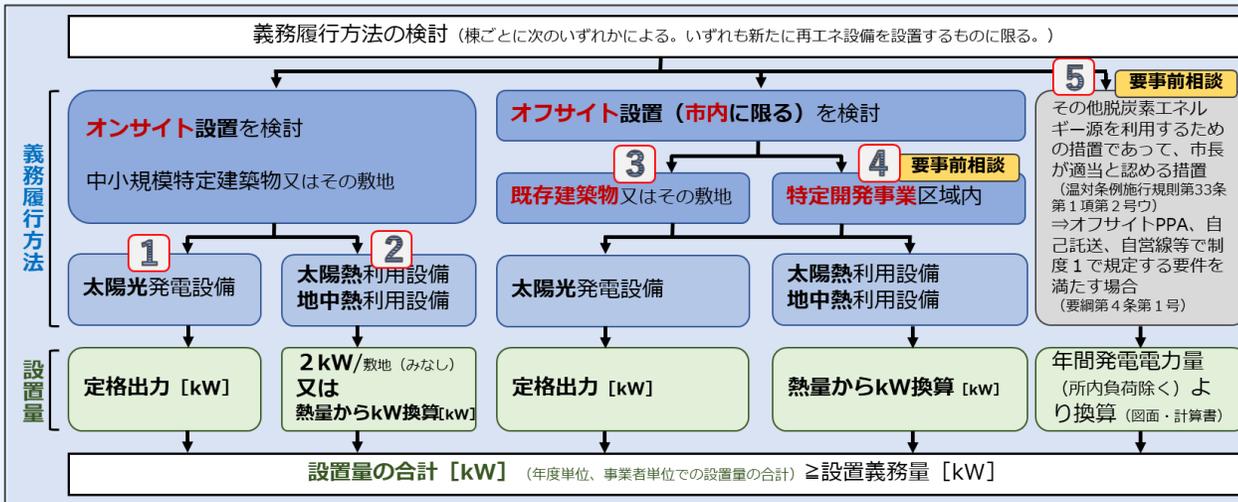
第2面（義務履行方法の欄）（該当する□をチェック）

太陽光発電設備の設置基準に適合するための措置	1	中小規模特定建築物等への太陽光発電設備の設置
	2	規則第33条第1項第1号の規定による措置 (中小規模特定建築物等への再生可能エネルギー源を利用するための設備(太陽光発電設備を除く。)の設置)
	3	規則第33条第1項第2号アの規定による措置 (市内の既存建築物への太陽光発電設備等の設置)
	4	規則第33条第1項第2号イの規定による措置 (特定開発事業等を行う区域への太陽光発電設備等の設置)
	5	規則第33条第1項第2号ウの規定による措置

第2面の**1**～**5**は、義務履行手段フロー**1**～**5**に対応

- 1** オンサイトの太陽光
- 2** オンサイトの太陽熱・地中熱
- 3** オフサイト（既存建築物）
- 4** オフサイト（特定開発事業）
- 5** その他（オフサイトPPA・自己託送・自営線等）

義務履行方法



複数該当する場合は、該当する全ての□にチェックする

4と**5**は要個別相談

ガイドライン案 報告書及び取組書の作成等 <抜粋>

中小規模建築物への制度

■ 取組書はExcelデータで提出する。市ホームページ掲載様式での提出を推奨するが、これに代わる任意様式でもよい。

第1面 Excel版
 入力セル 自動計算セル

印刷範囲外

第1号様式 (第1面)

中小規模特定建築物取組書

① ●●年●●月●●日

特定建築事業者の氏名又は名称 (法人にあっては、その代表者の氏名) 株式会社●●●●● 代表取締役●●●●● ②

1 中小規模特定建築物における取組状況

No.	建築物の概要					設置基準量に対する事項					年間熱利用量【太陽熱】 単位：MJ		年間熱利用量【地中熱】 単位：MJ		
	③ 確認済証番号等	④ 確認済証 交付 年月日	⑤ 住宅・ 非住宅 の区分	⑥ 建築面積 (㎡)	⑦ 床面積の 合計 (㎡)	⑧ 適用除 外建 築物 への 該当 有無	⑨ 棟数除 外建 築物 への 該当 事項※		⑩ 再エネ利用設備の設置量 (kW)			2kWと みなす	換算する 場合	2kWと みなす	換算する 場合
1	●●●●●●●●●●	R7年4月●●日	住宅・非住宅	49.84	140.35					2.5			9000		
2	●●●●●●●●●●	R7年●●月●●日	住宅	38.05	110.95		○	2		2		○			
3	●●●●●●●●●●	R7年●●月●●日	住宅	38.05	110.95		○	2							
4	●●●●●●●●●●	R7年●●月●●日	非住宅	18.05	18.05	○			2,312						
1000	●●●●●●●●●●	R8年3月●●日	住宅	54.24	105.99				4.1						
合計				⑪	97,179.45	⑫	3,805	⑬	80,212	⑭	3,166	⑮	0	⑯	0
合計 (適用除外建築物を除く)				⑬	97,161.40										

※「該当事項」欄は、建築面積が20平方メートル未満である建築物の場合は「1」、南面等屋根の水平投影面積（第3条の規定の適用がある場合には、その適用後の水平投影面積）の合計が20平方メートル未満である建築物の場合は「2」、その他市長が認める場合は「3」と記載する。

- ③～⑩ 中小規模特定建築物 1棟ごと
- ③ 確認済証番号等 ※所在地も可。報告書内で統一
- ④ 確認済証交付年月日 ※当初の確認済証（変更ではない）
- ⑤ 住宅、非住宅の区分 ※複合の場合は「住宅・非住宅」
住宅：一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎、下宿
- ⑥ 建築面積 ※小数第2位まで
- ⑦ 床面積の合計（棟ごと） ※小数第2位まで
- ⑧ 適用除外建築物への該当有無
該当有無： 該当「○」 非該当「空欄」
- ⑨ 棟数除外建築物への該当有無・該当事項
該当事項： 建築面積20㎡未満「1」 南面等屋根20㎡未満「2」
- ⑩ オンサイト設置量 [kW] ※小数第3位まで
太陽光発電設備：定格出力
熱利用設備：
2kWとみなす：「印刷範囲外」の「2kWとみなす」に「○」
熱量から換算：「印刷範囲外」の「換算する場合」に年間熱利用量MJ
※熱利用量3,600MJ/年を太陽光発電設備1kW相当と自動計算
- ⑪～⑯ 自動計算 ※⑫適用除外建築物の床面積の合計

ガイドライン案 報告書及び取組書の作成等 <抜粋>

中小規模建築物への制度

■ 代替措置（既存建築物への設置）を適用する場合は第2面に記載する。 ※適用しない場合は記載不要。

第2面
Excel版

入力セル 自動計算セル

印刷範囲外

(第2面)

2 既存建築物における取組状況

No.	既存建築物の概要		再エネ利用設備の新設量 (kW) ③			④ 既存建築物の引き渡し等に関する事項	⑤ 再エネ利用設備の設置に関する事項
	① 建物名称	② 所在地	太陽光発電設備	太陽熱利用設備	地中熱利用設備		
1	戸建て住宅	●●区●●1-1		2.5		R7.3.25引き渡し	R7.12.25設置
2	●●マンション	●●区●●8-8	5.4			R3.3.3工事完了	R8.3.10設置
3	●●ビル	●●区●●10	8.9			H28.8.3検済	R7.9.20設置
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
合計			⑥ 14.3	⑦ 2.5	⑧ 0		

年間熱利用量 【太陽熱】 単位：MJ 換算する	年間熱利用量 【地中熱】 単位：MJ 換算する
9000	

既存建築物 1 棟ごと

- ① 建物名称 ※戸建て住宅や建物名称不明の場合は建物用途
- ② 所在地 ※住居表示又は地名地番等
- ③ 設置量 [kW] ※小数第3位まで

太陽光発電設備：定格出力
熱利用設備：
2kWとみなす：「印刷範囲外」の「2kWとみなす」に「○」
熱量から換算：「印刷範囲外」の「換算する場合」に年間熱利用量MJ
※熱利用量3,600MJ/年を太陽光発電設備1kW相当と自動計算

④ 既存建築物の引き渡し等に関する事項

引き渡しの年月日を記載（不明な場合は工事完了日又は検査済証交付日等も可） ※当該年度末までの年月日が記載されていること

⑤ 再エネ利用設備の設置に関する事項

既存建築物に、再エネ利用設備を設置した年月日を記載
※④の日付以降、かつ当該年度末までの年月日が記載されていること

⑥～⑧ 自動計算

赤字は記入例です

ガイドライン案からの抜粋（背景黄色）については、今後軽微な修正を行うことがあります

ガイドライン案 報告書及び取組書の作成等〈抜粋〉

中小規模建築物への制度

■ 第4面にて自動計算の数値を確認し、適合状況を記載する。 ※自動計算結果は、各事業者の責任において数値を確認すること。

第4面 Excel版

（第4面）

4 設置基準量に対する設置する太陽光発電設備等の出力の量の状況

（1）設置基準量

算定基準率	建築物の概要			再生可能エネルギー利用設備の設置基準量 ^(注1) (kW) D (C×0.7×2) ④
	新たに建設し又は新築しようとした棟数（適用除外建築物を除く）(棟) A ①	棟数除外建築物 (棟) B ②	設置可能棟数 (棟) C (A-B) ③	
0.7	999	637	362	506

（2）達成率及び適合状況

設置基準量	⑤ D	506 kW
中小規模特定建築物への設置量	⑥ E	503.366 kW
中小規模特定建築物への設置量が基準に対して不足する量D-E (0以上)	⑦	2.634 kW
既存建築物への設置量	⑧ F	16.800 kW
特定開発事業に係る建築物への設置量	⑨ G	2.800 kW
設置量の合計	⑩ E+F+G	522.966 kW
設置基準量に対する設置量の合計の比率（達成率） ^(注2)	⑪ (E+F+G) ÷ D × 100	103 %

設置基準に対する適合状況 ⑫

- 適合する（達成率が100%以上）
- 適合しない（達成率が100%未満）
- 全て基準適用対象外建築物

建築事業者ごと

- ①～⑪ 自動計算
- ① 年間供給棟数
- ② 棟数除外建築物
- ③ 設置可能棟数
- ④⑤ 設置基準量 ※小数点以下の端数切捨て、整数での値とする
- ⑥ オンサイト設置量 ※第1面⑭～⑯の合計
- ⑦ オンサイト設置量が設置基準量に対して不足する量
- ⑧ 代替措置：既存建築物への設置量
- ⑨ 代替措置：特定開発事業区域内での設置量
- ⑩ 設置量の合計 ※小数第3位まで
- ⑪ 達成率
※パーセント表示とし、小数点以下の端数を切り捨て、整数での値とする
- ⑫ 適合状況

報告者の責任において第1面～第4面の計算結果と記載内容を確認して適合状況を判断したうえで、**該当する口をチェック**

- 適合する（達成率が100%以上）
- 適合しない（達成率が100%未満）
- 全て基準適用対象外建築物（設置可能棟数0棟の場合）

ガイドライン案 報告書及び取組書の作成等〈抜粋〉

中小規模建築物への制度

- 「取組書_集計用」 Excelデータ（市ホームページ掲載様式）の利用について
 - ・支店ごとに取組書を作成し、法人単位で集計して報告書を作成する場合 ※これに代わる任意の様式も可

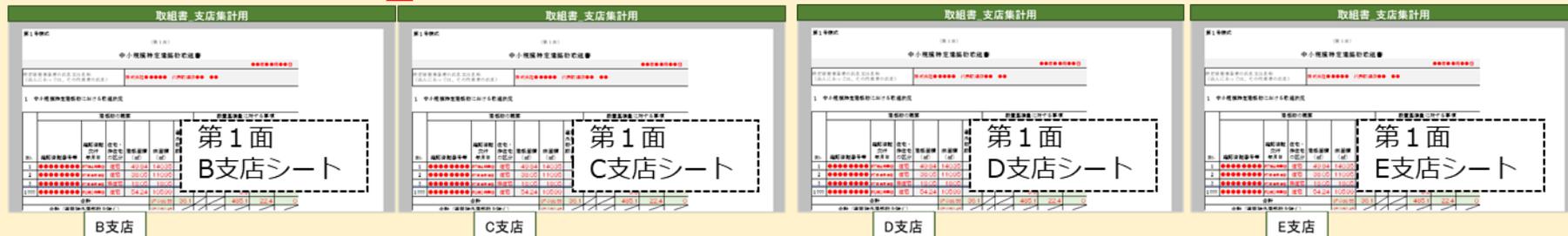
「取組書_集計用」 Excel版イメージ



使い方

- ①各支店で【第1面】を作成する⇒「支店名」シート
- ②各支店で作成した【第1面】「支店名」シートを「start」と「end」の間にシート挿入する
- ③挿入したシートの数値が【第4面】「4」シートに自動的に反映される

(注意) 「start」と「end」の外にシート挿入した場合は、反映されません。



ガイドライン案からの抜粋（背景黄色）については、今後軽微な修正を行うことがあります

(参考) 市の報告・立入調査・勧告等に係る条例の規定

○報告・立入調査

第 41 条

市長は、この条例の施行に必要な限度において、この条例に基づく措置の実施の状況その他必要な事項について、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、計画書提出事業者、計画書提出開発事業者、計画書提出特定建築主、第 26 条第 4 項（同条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書を提出した者及び第 27 条第 1 項の設計を行う建築士が設置し、若しくは管理している事業所、事務所その他の場所に立ち入り、調査させることができる。

2 前項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

○勧告

第 42 条

市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第 10 条第 1 項、第 11 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 25 条第 4 項又は第 26 条第 4 項の規定による提出をせず、又は虚偽の提出をした者
- (2) 第 10 条第 2 項（同条第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。）、第 19 条第 4 項、第 20 条又は第 25 条第 5 項から第 7 項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 中小規模事業者用脱炭素化取組計画書、第 19 条第 2 項の規定に係る開発事業地球温暖化対策等計画書（同条第 5 項の規定により同条第 2 項の規定に

より提出した開発事業地球温暖化対策等計画書とみなされたものを含む。）

又は第 26 条第 5 項の規定に係る中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書について虚偽の提出をした者

- (4) 第 25 条第 4 項の規定による特定建築物太陽光発電設備等設置計画書の提出があった場合において、その特定建築物太陽光発電設備等設置計画書に記載された特定建築物又はその敷地に設置する太陽光発電設備等が同条第 1 項の基準に適合しないと認めるときにおける、その提出をした者
- (5) 第 26 条第 4 項（同条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定による中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書の提出があった場合において、その中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書に記載された中小規模特定建築物等に設置する太陽光発電設備の出力の量が同条第 1 項に規定する出力の量に達しないと認めるときにおける、その提出をした者
- (6) 前条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者（同項に規定する建築士を除く。）

○公表

第 43 条

市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかったときは、その旨及び当該勧告を受けた者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、前条の規定による勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えるものとする。

■ 太陽光発電設備の導入方法について

・一般的な購入方法（自己所有モデル）に加えて、初期費用を抑えるリースモデル、PPAモデルなどの手法がある

<p>◎自己所有モデル</p> <p>住宅所有者が自身の費用負担で住宅の敷地内に太陽光発電設備を設置・維持管理をします。発電された電力は住宅所有者が自家消費をし、余った電力は電気小売事業者へ売電することができます。</p>	<p>●自己所有モデル</p>  <p>需要家 ★発電した電力自家消費 ★太陽光発電設備の設置・運用・保守</p>
<p>◎PPA モデル</p> <p>発電事業者が住宅の敷地内に自身が所有・維持管理をする設備を設置し、発電した電気を住宅に供給する仕組みです。一般的に住民は使用した電気量に応じてサービス料を支払います。新築でも既築でも対応可能で、一定期間後に無償譲渡となる契約プランもあります。</p>	<p>●オンサイト PPAモデル</p>  <p>需要家 ★電力の利用料金の支払い</p> <p>発電事業者 太陽光発電設備の設置・運用・保守</p>
<p>◎リースモデル</p> <p>リース事業者が住宅の敷地内に設備を設置し、維持管理を行う代わりに、住民からリース事業者に定額のリース料金を支払う仕組みです。発電された電力はすべて需要家のものになります。新築でも既築でも対応可能で、一定期間後に無償譲渡となる契約プランもあります。</p>	<p>●リースモデル</p>  <p>需要家 ★発電した電力自家消費 ★設備借受・リース料金支払い</p> <p>リース事業者 太陽光発電設備の設置・運用・保守</p>

出典、文献等：環境省リーフレット「初期投資0での自家消費型太陽光発電設備の導入について」

■ 災害への備えについて

- ・ 太陽光発電設備は災害時にも晴れていれば発電します
- ・ 浸水した際は、事前に洪水ハザードマップ等を参考に、自分取るべき対応を確認しておき、浸水時には避難を最優先に対応することが重要
- ・ 水没している設備には接近、接触せず、また、水が引いた後でむやみに触れずに、販売店・施工店に対応を依頼することが重要
- ・ 一般家電製品同様に、日ごろから注意点を確認しておくことが重要

■ 災害等の被害がない通常の停電時

- ・ 太陽光発電システムは、停電中に自立運転モードに切り替えると、太陽光で発電した電気を使用できる
- ・ 使用方法を平常時から確認しておくことが重要

(参考)

太陽光発電協会では、「太陽光発電システム（屋根上設置）の設備浸水・水没時の注意点」などのパンフレットを作成

一般社団法人太陽光発電協会（JPEA）ホームページ <https://www.jpea.gr.jp/document/pamphlet/>

建築物太陽光発電設備等総合促進事業に関する問い合わせ先・情報提供等

制度1・制度2 太陽光発電設備等導入制度に関するお問合せ先

※まずはホームページ「太陽光発電設備の設置義務化に関する届出」に掲載の「手引きなど」をご確認ください。

[川崎市環境局脱炭素戦略推進室 電話044-200-2088](http://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/76-16-14-0-0-0-0-0-0.html)

市ホームページ制度1・制度2 「太陽光発電設備の設置義務化に関する届出」



<https://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/76-16-14-0-0-0-0-0-0.html>

市ホームページ「制度3 建築士太陽光発電設備説明制度」

令和6年4月より施行しています。あわせてご覧ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000156070.html>

ポータルサイト「かわさき太陽光広場」にて市民・事業者向けに情報発信しています。

ぜひ、ご参照ください。

<https://kawasaki-taiyoukou.jp/>



- 太陽光Q&A
- メリット
- 太陽光発電設備普及事業者登録制度
- 太陽光にまつわるお役立ち情報など